

## 議事要旨

会議名	第1回八王子市廃棄物処理施設専門委員会	
日時	平成27年10月 2日(金) 午後2時～午後3時15分	
場所	八王子市生涯学習センター 11階 第7学習室	
出席者氏名	委員	上野広行委員、奥 真美委員、鎌田素之委員、坂本慎一委員 中崎清彦委員、藤吉秀昭委員、宮脇健太郎委員
	事務局	諸角恒男資源循環部長、杉本雅彦廃棄物対策課長 廃棄物対策課：河内 剛主査、岩本 泰主任、谷合信吾主任、小町由紀主任
欠席者氏名	吉葉正行委員	
公開・非公開の別	公開	
傍聴人の数	5人	
配布資料名	次第 資料1－委員名簿 資料2－パワーポイント説明資料 資料3－諮問書の写し 資料4－八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 参考資料－産業廃棄物処理施設設置許可申請書の写し	
会 議 の 内 容		
【司会】	開会－ただいまより、第1回八王子市廃棄物処理施設専門委員会を開催させていただきます。それでは開催にあたり、八王子市資源循環部長・諸角よりご挨拶を申し上げます。	
【諸角資源循環部長】	<p>八王子市資源循環部長・諸角でございます。本日はお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員就任のお願いに対し、ご快諾いただき重ねて御礼申し上げます。本年4月に八王子市は中核市になり、東京都から多くの事務が移譲され、廃棄物につきましては全体に渡る適正処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源循環のまちづくりを進めて、市民の健康で快適な生活を確保することを、総括的且つ速やかに行うことができるようになりました。その分責任が重くなるということであり、2年前から職員を研修のため東京都へ派遣し、また新たに警察官を職場に配置するなど、万全の態勢をもってスタートしております。</p> <p>この専門委員会は、廃棄物処理施設設置許可申請につきまして、委員の皆様方に生活環境の保全にかかわるご意見を賜わるため、開催させていただくもので、許可手続きの中で重要な位置を占めております。本日頂くご意見を踏まえ、今後、許可事務を進めるにあたり法に則り、厳正な審査を進め、環境配慮が適切になされた施設が整備・維持管理されるよう取り組んでまいります。本市においては初めての開催であります。いろいろと不行き届きがあるかとは存じますが事務局においては、円滑に進行していただくよう、精一杯務めさせていただきます。また、市民や関連事業者等、注目の中での開催となります。委員の皆様方にはご専門を中心とした貴重なご意見を賜わりますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>	

<p>【司会】</p>	<p>委員紹介及び事務局紹介</p> <p>委員長及び副委員長選出</p> <p>本委員会の委員長及び副委員長の選出を行います。八王子市条例規則では、『委員長・副委員長は委員の互選により、これを定める。』となっております。委員の方からのご推薦はいらっしゃいますか。なければ事務局の案としまして、委員長に藤吉委員をと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしければ、拍手をもって承認させていただきます。</p> <p>(拍手)</p> <p>ありがとうございます。続きまして、副委員長ですがご推薦はいらっしゃいますか。いないようでしたら同じく事務局の案としまして、本日欠席ではありますが吉葉委員にお願いしたいと思っております。吉葉委員からは、「他の委員の方が了承していただけるのであればお受けする。」というお言葉をいただいております。皆さま、いかがでしょうか。</p> <p>(拍手)</p> <p>ありがとうございます。それでは、委員長には日本環境衛生センターの藤吉委員、副委員長には首都大学東京都市教養学部教授の吉葉委員にお願いしたいと存じます。それでは、藤吉委員長ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>ただ今、委員長に推薦いただきました藤吉でございます。私は埼玉県、神奈川県とこの専門委員会を20年以上勤めておりまして、そろそろ若い方に引き継いで引退しようかと思っていたところに依頼を受けました。定年間近になって暇になり、このような委員会ももっとできるだろうと言われていましたが、まさか委員長の職を受けるとは思っていませんでした。委員長の職と言うのは、かつては廃棄物処理施設周辺の住民の反対も多く、全体をまとめるのに苦労をしたものでございます。最近はそのようなことも少なくなり、大丈夫かと思ひ引き受けた次第であります。</p> <p>実は先般、福島県震災廃棄物の仮設焼却炉設置のための同様の委員会にも参加しました。申請者が環境大臣であり、事業計画を審査するのは福島県、それを専門委員会にかけるものでありまして、申請側には自分の部下が並んでいたりしました。そういう意味では、この専門委員会は、第三者的に専門的な審査をし、適切な廃棄物処理施設建設運営に資するものであり、極めて重要な制度ですので、皆様のご協力のもとしっかりと進めていきたいと思っております。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>ありがとうございました。それでは、これからの進行につきましては、藤吉委員長にお願いしたいと存じます。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>でははじめに、市長からの諮問がありますので、事務局から読み上げてください。</p>
<p>【杉本廃棄物対策課長】</p>	<p>それでは、私から諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p>諮問第1号（27八資廃発第 283号）</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月 2日</p> <p>八王子市廃棄物処理施設専門委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: right;">八王子市長 石森 孝志</p> <p style="text-align: center;">生活環境の保全について（諮問）</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第2項及び、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第53条の6の規定に基づき、下記の事項について八王子市廃棄物処理施設専門委員会に諮問いたします。

記

株式会社エコグリーンから申請された産業廃棄物破碎処理施設の設置に伴う、生活環境の保全について、適正な配慮がなされているか意見を伺います。  
以上でございます。

【藤吉委員長】

ありがとうございました。

それでは、(株)エコグリーンから申請された産業廃棄物破碎処理施設設置に伴う生活環境の保全について、適切な配慮がなされているか、ご意見を伺っていきたいと思います。まず、都道府県の専門委員会では焼却施設や最終処分場の場合、委員会を行っていますが、今回のような施設で委員会を開くことについて事務局から説明をしてください。

【杉本廃棄物対策課長】

廃棄物処理法の定めでは廃棄物の焼却や熔融の施設、ならびに最終処分場の設置許可にあたり、生活環境の保全に関して専門的知識をお持ちの方にご意見を聴くこととなっております。今回の破碎処理施設は法には該当しませんが、本市では、良好な生活環境の保全を目的として、法に定めのない廃棄物処理施設であっても、地域住民の生活環境に影響がないか専門的知識を有する方のご意見をお聞きするため、条例で定めたものでございます。

【藤吉委員長】

今回は法の対象外の破碎処理施設であるが生活環境の保全のため、委員会を行い意見を求めるということですね。わかりました。それでは事業計画について、事務局から説明してください。

【事務局】

それでは、パワーポイントを使って説明させていただきます。

～概要説明～

【藤吉委員長】

説明ありがとうございました。それでは、事前に委員の方からいただいたご意見などがあれば事務局からお話しして下さい。

【事務局】

本日、欠席の吉葉副委員長から一点ご意見をいただいております。施設の稼働時間が8時から22時となっておりますが、『18時以降の騒音については、周辺住民への対策は必要ではないのか。』というご意見がございました。

【藤吉委員長】

吉葉副委員長からは騒音で、18時以降の対策が必要ではないかとの意見がございました。このご意見も踏まえまして、各委員からご意見があればよろしくをお願いします。まず、この騒音に関しては専門の坂本委員、いかがですか。

【坂本委員】

予測値自体はそう大きくないので、問題はないかと思いますが、環境基準を目安に考えているのですか。

【杉本廃棄物対策課長】

本施設の建設予定地が工業専用地域でございまして、騒音に関する法的規制値がありません。そのため事業者は、環境確保条例の工業地域の規準値を自主基準とし、朝夕の騒音を60dB以下という目標値を定めて運用していく考えとのことでございます。

【藤吉委員長】

評価書の中ではバックグラウンドがすでに高く60dBを超えています。それで予測値そのものが54dBということですね。

【坂本委員】	バックグラウンドがすでに高く、施設から出る騒音がそれより10から20dB低いので、少なくとも現状の環境を悪化させることはないということですね。
【事務局】	はい、そういうことです。
【坂本委員】	おそらく基準を超えてはいない案件なので問題ないとは思いますが、稼働後実際に測ってみて、超えてしまったら対策を考えなければならないということだと思います。
【藤吉委員長】	ありがとうございました。
【坂本委員】	施設から出る騒音の考え方ですが、参考資料の各機器の音響出力レベルが記載されていますが、数値の根拠がよくわからない。普通は建屋内に機器を置く場合のパワーレベルは、機器のメーカーのカタログに載っている値で予測するのですが、これを見ていると手順が逆のような気がするのだが。
【杉本廃棄物対策課長】	本日、生活環境影響調査を行った事業者が来ていますので、ご了解いただけるのであれば事業者から答弁させていただきたいと思います。
【藤吉委員長】	みなさんよろしいですか。それではどうぞ。
【事業者】	メーカーからの資料では、基準地点の騒音レベルの結果しかないのを逆算して音響パワーレベルに直してから、予測を行っているということになります。
【坂本委員】	破碎機は、1m地点で105dB出ますという数値がメーカーから出ているということですか。
【事業者】	その通りです。
【藤吉委員長】	防音室の透過損失については、どのように出しているのですか。
【事業者】	防音室の透過損失については、壁材から文献を用いて出しております。
【藤吉委員長】	この時の防音室とは、建屋の壁ということですか。
【事業者】	破碎機のみを囲うことになっているその壁のことです。
【坂本委員】	破碎機があって、それを囲うということで、囲いは四周にあって蓋をするということで、全部同じ材料ですね。
【事業者】	はい、そうです。
【坂本委員】	もうひとつ質問です。透過損失の計算の仕方ですが、質量則は周波数が高くなるほど性能が上がります。予測最高周波数 $f = 1000$ になっている。実際はA特性なので、いろいろな周波数の影響を加味した上で設定すべきではないかと考えます。根拠としては、これよりはA特性で何dB想定したとした方が良くと思います。
【事業者】	周波数ごとのデータがなく、代表的な500から1000Hzで設定しました。実際に機械で測ったりしても、だいたい500~1000Hzのレベルが高いのでそこで設定させてもらいました。
【藤吉委員長】	その破碎機の特徴にもよりますが、そういった情報をメーカーからもらっていないのですか。
【事業者】	そのあたりはもらえていません。
【藤吉委員長】	ご指摘のようなやり方でやっても、50dBいくつですか、もっと低いことが確認できていればいいです。ありがとうございました。 こういう施設は計画どおり稼働していればクリアしてしまして、事故が起き

<p>【上野委員】</p>	<p>た時、また起こらないようにすることが重要であります。もう一つは維持管理基準にも謳ってありますが、施設の能力を超えて処理しないことが非常に重要です。往々にして受入れだけして、貯留容量を超えてしまったり、作ったチップが掃けない、溜め込んでしまう、そのような事のないように、事業者の責任でしっかりと基準を守る運営をしていかななくてはいけません。特にチップなどは、溜めすぎると発火の原因になる。そういう意味でも維持管理は徹底していただきたい。他に悪臭などはいかがでしょう。</p> <p>この施設では悪臭の出るようなものを扱わないということでまず問題はないと思います。気になったのは、万が一、悪臭が発生したら消臭剤を散布しますとか、活性炭フィルターを設置しますとか書いてありますが、これは一時的な対策であって、恒久的な対策を記入したほうが良いと考えます。悪臭を発生させた原因を取り除きますと言ったようなことの記載が望まれます。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>大変重要なお指摘でした。ありがとうございました。他にございますか。</p>
<p>【中崎委員】</p>	<p>委員長からもお話がありましたが、発火が気になります。資料を見ると、かなり湿った破砕物を5mの高さに積み上げておくようですが、発熱しないのか。何日か溜めてしまうと熱がこもって、最悪の場合発火することが懸念されるのですが、毎日出荷するとか、溜めこまない計画になっているのでしょうか。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>消防から指定可燃物の指導を受けていると思うのですがどうでしょうか。たぶん5m位にしろさいという指導があるのではないのでしょうか。</p>
<p>【杉本廃棄物対策課長】</p>	<p>指定可燃物の届出を地元の消防署にしております、消防署のほうからご指導をいただいているようでございます。参考資料の関係法令の1ページに記載がございますが、保管高さを6m以下にしろさいとのご指導をいただいているようでございます。</p> <p>また、チップ化した製品の貯留が長時間に渡ると、発火の恐れのご心配があるとのことですが、破砕処理した当日、遅くても翌日には全量搬出する計画であると事業者から報告を受けてございます。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>需要家の都合で引取り量も変わってくるので、しっかり確認してください。</p>
<p>【中崎委員】</p>	<p>水分と積み高さとも木が有機物で汚れていないかどうか、また、どのくらいの頻度で搬出されるのか、それらの最も悪い条件が重なってしまうと発火の恐れがありますので、確認をしてください。</p> <p>別の質問ですが、この施設ができることによって、交通量の影響に伴う、周囲の学校等への配慮についてどうしているのでしょうか。また、具体的に1日の搬出入台数はどれだけののでしょうか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>地元に行った住民説明会でも同様のお話が出ましたが、登下校時には警備員をつけ、車両の搬出入時は安全に配慮するという計画でございます。</p>
<p>【杉本廃棄物対策課長】</p>	<p>1日の搬出入台数ですが、搬入は4t車が59台、10t車が16台で予定されております。搬出は4t車が1台、10t車が29台でございます。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>搬出入時間が7時からとは、小中学生が登校する時間とほぼ同じですね。通学路と搬入ルート、交差点などについては住民説明会等で説明があったのでしょうか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>住民説明会では市民から指摘がありまして、その対応策として警備員を出入口に配置すると聞いています。</p>

【中崎委員】	それは施設についてですよね、通学路についての安全が確保できるかということですか。
【奥委員】	通学路における安全確保ができるかということで、資料を見ますと、『通学路についての協議は、工事施工時のものだけである。』と明記されていますが、工事施工時よりも施設稼働期間の方が長いわけですから、そこにおける配慮が十分になされることが重要です。
【藤吉委員長】	通学路における安全確保策を考えていただくということ。歩道が整備されているとか、ガードレールがあるのかとか、危険性のある場所がありませんよとわかるようにしていただくかと安心である。そういう情報は無いのですか。今はまだわかっていないということですか。
【事務局】	はい。稼働後については確認が取れていません。
【杉本廃棄物対策課長】	奥委員からのご指摘のとおり、工事期間中の安全確保については地元の小中学校と協議を進めているとの事でございますが、工事終了後については確認が取れておりません。
【藤吉委員長】	工業専用地域ですから、その中に通学路があるとは思えませんが、施設周辺の通学路を確認してください。
【事務局】	わかりました。
【奥委員】	資料拝見してましたら、渋滞発生箇所として踏切の表記があったのですが、地図で見ますとどのあたりでしょうか。
【杉本廃棄物対策課長】	パワーポイントでご説明しますが、計画地が赤枠で囲ってありまして、西側のところに八高線の踏切がございます。
【藤吉委員長】	そこは通るのでしょうか。
【杉本廃棄物対策課長】	事業者の計画ですと踏切は通らずに、国道20号線からこの工業団地に入りまして、団地内の道路から出入りするとの事でございます。
【奥委員】	搬出入経路を明確にいただけると、先ほどの通学路とのオーバーラップがあるのか、注意すべき箇所がどこか、一目瞭然になるので、そこを把握していただきたい。
【事務局】	わかりました。
【藤吉委員長】	地域の安全には、ぜひ配慮して欲しいということですので、その情報を教えてください。
【事務局】	わかりました。
【杉本廃棄物対策課長】	参考資料の添付1の右下に図がございますが、赤い部分が当該計画地でございます。搬出入は国道16号線八王子バイパス、国道20号線を通って行われる計画でございます。
【藤吉委員長】	北八王子駅の近くに学校らしきものがありますが。
【杉本廃棄物対策課長】	第一中学校と第八小学校がありまして、一番近くの学校でございます。
【藤吉委員長】	これらの学校の通学路がどうなっているかこの図に書いていただくようお願いいたします。
【事務局】	はい、わかりました。
【藤吉委員長】	他にございますか。
【宮脇委員】	粉じん関係ですが、バグフィルターのメンテナンスが年間に数回行われると思うのですが、その際の集塵機停止状態時の業務の扱いはどのようになるので

<p>【事務局】</p>	<p>しょうか。集塵機が動かない期間や時間帯は作業を行わないという表記がないので、注意していただきたい。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>わかりました。</p>
<p>【奥委員】</p>	<p>維持管理の技術上の基準4の施設の定期点検に、バグフィルターは含まれるのか確認してください。他にございますか。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>現状「魚力」の建物があり、これを解体するということですが、この「魚力」の施設がどのようなものなのか、例えばアスベストなどがないのか、そのような可能性がないのか、その点を確認する必要があります。地歴調査を行っているようですが、土地の汚染状況がどうなっているのか、問題があった時に土壤汚染対策法上どのような対応をされるのか、クリアにされた方が良いのではないのでしょうか。</p>
<p>【杉本廃棄物対策課長】</p>	<p>ありがとうございます。これから解体だと思いますが、どこまで手続きが済んでいるのか分かりますか。</p>
<p>【奥委員】</p>	<p>現在の所有者は「魚力」という会社なのですが、こちらは魚の小売りをやっている会社でして、こちらの建物は主に魚の物流倉庫として使用しております。また土壤汚染対策法については、本市の環境保全課に必要な届け出がされておりました、昨年12月に地歴調査が終わっていると伺っております。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>結果についてはどうでしたか。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>特に問題がないとの認識ですが、今結果については持ち合わせておりません。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>問題があれば市としてしっかりと指導してください。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>はい、アスベストを含めて、調べて報告させていただきます。</p>
<p>【中崎委員】</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>【杉本廃棄物対策課長】</p>	<p>資料の事業計画概要で、処理する廃棄物の種類で、最後にパレット等となっておりますが、この等は木くずの中に含めて考えてよいのか。扱うものは、木くずのみということで良いか。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>その通りでございまして、取り扱う廃棄物は木くずのみでございまして、木くずの種類の中にパレットが含まれるということでございます。</p>
<p>【上野委員】</p>	<p>木質系パレットということですね。建廃もいろいろありますので、混合廃棄物として入らないかというご心配ですね。他にございませんか。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>資料の産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準のなかで、受入時、目視等で性状の判断がつかないものについては、分析表等の提出を求めと書いてありますが、実際に何かを分析するのでしょうか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>木くずであれば、だいたい性状がわかるようなものという認識であります。このような木質系のバイオマスチップを作る施設では、怪しげな物は入れませんというようなほうがスッキリするのではないか。この表現の主旨・ねらいを確認してください。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>わかりました。</p>
<p>【藤吉委員長】</p>	<p>ありがとうございます。他にどうですか。大変貴重なご意見をいただいておりますが、基本的な対策は講じていると思っておりますが、より一層細かい配慮をお願いしたいということで、専門的見地から色々ご意見をいただきました。</p> <p>他にないようでしたら、回答の確認はメールなどで委員のみなさんにお送りして、さらにご質問があればやりとりして各委員にご確認いただき、ご了解い</p>

ただきたいと思います。その後、専門委員会として意見をまとめるわけですが、私と事務局で答申案を作成し、各委員に確認をいただく、このような形で作業を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【杉本廃棄物対策課長】

委員の先生方、ありがとうございました。いただいたご意見ご質問を事業者に投げかけまして、藤吉委員長にご確認いただいた後に、各委員の先生方に解答、対策等をお示しさせていただきたいと思います。その後、委員長と事務局とで答申案を作成いたしまして、委員の先生方にご確認いただき、委員会としての答申をいただければと存じます。

【藤吉委員長】

1ヶ月くらいやり取りをし、11月末くらいの答申ということで良いですか。

【杉本廃棄物対策課長】

よろしく願いいたします。

【藤吉委員長】

今回初めての委員会でしたが、多くのご意見が出され大変良い委員会であったと思います。本日の議事録を事務局にまとめていただき、委員のみなさんでご確認いただきたいと思います。本日はありがとうございました。